

老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給に関する注意事項

あなたの年金・・・本当にそれが正規の額ですか？

裁定請求

現況届の提出

もらい損ねはないですか？

扶養親族等申告書の提出

第 3 号届出

年金手帳の重複

請求はしなさい
給付はしなさい

老齢基礎年金（国民年金）は 65 歳から受給できますが、昭和 28 年 4 月 1 日以前に生まれた男性および昭和 33 年 4 月 1 日以前に生まれた女性で、厚生年金の保険料を通算 1 年以上納めた方は、60 歳から老齢厚生年金を受給できます。（それ以降に生まれた方は、受給開始年齢が段階的に 65 歳まで引き上げられます。）60 歳の誕生日の前月くらいに社会保険庁から通知が届きますが、ご自身で 裁定請求 をしないと年金を受け取ることができません。「働いているからどうせ支給停止になる」「定年退職して雇用保険（失業保険）をもらっているから」などと先延ばしにせず、年金手帳と身分証明書、印鑑を持って最寄りの社会保険事務所を訪ねてください。

「65 歳より前に年金をもらい始めると、金額が減額される。」とおっしゃる方がいらっしゃいますが、これは、老齢基礎年金の繰り上げ支給（説明略）を請求した場合のことであり、65 歳より前に老齢厚生年金を受給しても、老齢基礎年金や老齢厚生年金が減額されることはありません。

しかし、これらの老齢年金は雑所得となるので所得税と介護保険料が控除されて給付されます。そして、その所得税には数々の税控除があります。そのために、毎年 10 月末くらいに 扶養親族等申告書 が社会保険庁から送付され、12 月の初め頃を期限として提出することになっています。提出しないと税額が大きくなりますが、遅れても提出を済ませると、納めすぎた税額分が後に還付されます。

また、年金を受給しつつけるためには、毎年誕生月の初め頃に、年金受給権者現況届 が社会保険庁から送付され、誕生月の末日までに提出しなくてはなりません。提出するまで年金が差し止められますが、後れても提出を済ませると差し止め分が後に給付されます。

ここまでは裁定請求とその後の届出のことを述べましたが、できれば裁定請求前にしておくべき事項を以降にご紹介いたします。（ウラ面へつづく）

クイズ 労働基準法 教育委員会

問題です。（解答・解説はウラ面）

時間外勤務手当と割増賃金（割増率は下限を用いる）

所定勤務時間が午前 9 時から午後 5 時まで（正午から 1 時間休憩）の 7 時間の会社で、給与の時間あたりの単価が 1,000 円の従業員が、ある所定勤務日に午前 9 時から午後 8 時まで勤務した場合は、その日の時間外勤務手当は 円となる。同様に午後 12 時まで勤務した場合は、 円となる。

この従業員が所定休日に午後 1 時から午後 8 時まで勤務した場合は、その日の時間外勤務手当は 円となり、午後 12 時まで勤務した場合は、 円となる。（ともに午後 5 時から 1 時間休憩）

所定勤務時間が午前 1 時から午前 9 時まで（午前 5 時から 1 時間休憩）の 7 時間の勤務番で、給与の時間単価が 1,000 円の従業員には、その勤務番に就く日ごとに 円の割増賃金を支払わなければならない。

ご存知ですか？ こんな制度

試行（トライアル）雇用奨励金

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層（45 歳以上 65 歳未満、35 歳未満、母子家庭の母、障害者など）について、これらの者を一定期間（原則 3 ヶ月）試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、試行雇用奨励金（対象者 1 人につき月 5 万円）が支給されます。

なお、対象者がこの職に向かないと事業主が判断した場合は、試行雇用期間後の雇い入れをする必要はありません。この場合の退職は任期満了によるものとなります。また、試行雇用期間後に事業主が雇い入れをしなくても、または、対象者が就労を希望しなくても、この奨励金は支給されます。

ただし、試行雇用期間中に事業主が退職させたり、対象者の意志で退職する場合は、奨励金は支給されませんが、退職事由は事業主都合または本人都合となります。

老齢基礎年金（国民年金）の受給に関する注意事項

老齢基礎年金や老齢厚生年金、退職共済年金を受給するには、これらすべての保険料納付済期間など（加入期間）を通算して25年以上となる必要があります。

厚生年金加入期間 + 共済年金加入期間 + 国民年金の保険料納付済期間 + 国民年金の保険料半額・全額免除期間 + 国民年金の合算対象期間	}	25年
--	---	-----

そして、例えば、20歳から60歳前まで、国民年金の保険料を20年間納付し、厚生年金に20年間加入した実績のある方は、40年分の老齢基礎年金と20年間の給与から算出される老齢厚生年金とを受給できますが、そのためには、年金手帳にそれぞれの加入歴が記載されている必要があります。この方が国民年金と厚生年金とで別々の年金手帳を所有しているとなると、それぞれ別人扱いとなり、通算して25年以上という受給資格を満たせません。つまり、無年金者となるのです。

年金手帳は一人一冊 基礎年金番号は一人にひとつ

少なくとも下記に該当する場合は、年金手帳と身分証明書、印鑑、手帳紛失の場合は職歴が証明できるものがあるならばそれを持って最寄りの社会保険事務所を訪ねてください。

- 手元に自分自身の年金手帳が2つ以上ある
- 年金手帳への記録と自分自身の職歴が一致しない
- 年金手帳を紛失した（職場へ基礎年金番号を尋ねることも可能）

さて、ここからは女性に多く該当する事項です。

会社員や公務員の被扶養配偶者（会社員や公務員の夫や妻であって扶養されている方）は、国民年金の第3号被保険者の届出をすることにより、国民年金の保険料を納める必要がなくなります。その上、国民年金の保険料納付済期間として年金受給額の計算がされます。この届出を忘れたために年金受給額が減ったり、無年金者となっている方が多くいらっしゃいます。本来なら2年前までさかのぼって届出ができますが、今年の4月からは、昭和61年4月以降の被扶養配偶者であったすべての期間について、さかのぼって届出をしたものとみなす救済措置が執られています。すでに年金を受給している方や60歳以上の方も対象となっていますので、あきらめずに届け出をしてください。

なお、昭和36年4月から昭和61年3月までに会社員や公務員の被扶養配偶者であって、国民年金に加入していなかった方は、該当する期間は国民年金の合算対象期間となります。この合算対象期間は、年金額には反映されませんが、受給資格の25年の計算に含まれます。さらに、結婚を期に退職された女性に多いのですが、昭和36年4月から昭和61年3月までに厚生年金や船員保険などの脱退手当金を受給した方は、その厚生年金や船員保険など加入期間は国民年金の合算対象期間となります。すでに当時の年金手帳を紛失しているとしても、履歴は社会保険庁に残っています。

25年以上という受給資格を満たしていない、満たせそうにない方は、この合算対象期間があるかどうかを確認するためにも、最寄りの社会保険事務所を訪ねてください。

なお、次回の内容は雇用保険の基本手当（失業手当）の給付日数です。

今すぐ使えるフリーソフト



復元 Version 4.2.8

<http://www.vector.co.jp/soft/dl/win95/util/se192983.html>

ごみ箱を空にしたり、ディスクをフォーマットしても、可能な限りファイルを復元できます。削除の直後であれば完全復元できます。その逆に、復元・解読不可能な状態に削除することも可能です。機密データが入っていたディスクを廃棄する前に、このソフトを実行してください。



社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183
 TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184
 URL <http://stop-click.com/>
 e-Mail nishikawa@stop-click.com

クイズ 労働基準法 教育委員会

解 答 ・ 解 説（ご意見・ご質問を承ります）

割増率は下表の通りです。

法定時間外勤務	25%以上	深夜	50%以上
休日勤務	35%以上	法定時間外勤務	
深夜勤務	25%以上	深夜休日勤務	60%以上

ア: 法定労働時間内（8時間）の時間外勤務は割増とはならないので、午後5時から6時までは1,000円×1時間、8時までは法定時間外勤務の1,000円×1.25×2時間、合計で3,500円

イ: 午後6時までは1,000円×1時間、午後10時までは1,000円×1.25×4時間、午後12時までは深夜時間外勤務の1,000円×1.5×2時間、合計で9,000円

ウ: 休日勤務の1,000円×1.35×6時間=8,100円

エ: 午後10時までは1,000円×1.35×8時間、午後12時までは深夜休日勤務の1,000円×1.6×2時間、合計で14,000円

オ: 午前5時までは深夜勤務の1,000円×0.25×4時間=1,000円